

静岡県告示第305号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（平成14年静岡県規則第50号）の知事が別に定める職は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職とする。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

区分	職
職務の級が職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7—25）別表第2のA行政職給料表級別職務区分表の3級以上に相当する職	静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）第2条第2項に掲げる企業職給料表(1)級別職務区分表の適用を受ける職員でその職務の級が3の3級第1号及び4の4級以上である職
職務の級が職員の給与に関する規則別表第2のA行政職給料表級別職務区分表の7級以上に相当する職	静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年がんセンター局管理規程第2号）第2条第2項に掲げる級別職務区分表の適用を受ける職員でその職務の級ががんセンター事業職給料表別職務区分表の7の9級、がんセンター研究職給料表級別職務区分表の5の5級第1号及び第2号、がんセンター医療職給料表(1)級別職務区分表の4の4級、がんセンター医療職給料表(2)級別職務区分表の7の7級第1号及び第2号、がんセンター医療職給料表(3)級別職務区分表の7の7級及び6の6級第1号及び第2号以上である職

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。